

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第33号

香川県立高等技術学校規則の一部を改正する規則

香川県立高等技術学校規則（昭和42年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第6条関係）					別表第1（第3条、第6条関係）				
項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員	項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
略					略				
2	短期課程	塗装技術科 略	1年	<u>10人</u>	2	短期課程	塗装技術科 略	1年	<u>15人</u>
略					略				

第1号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

入学選考手数料 (普通課程に入学しようとする者に限る。)
香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

入 学 願 書

※受験 番号	
-----------	--

年 月 日

香川県立高等技術学校長 殿

志願者 氏 名

次のとおり貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

(写 真) 最近3箇月以内の 上半身正面・脱帽 縦4cm×横3cm 裏面に氏名を記入 の上貼り付けるこ と。
--

志 望 科	第1志望科	科			
	第2志望科	科			
志 願 者	ふりがな氏名		生 年 日	年 月 日	
	現住所等	〒	電話番号		
	最終学歴 (学校名及び (学部・)学科名)		年 月	卒 業 退 卒 業 見 込	
	雇用保険の受給資格の有無	有 ・ 無			
保 護 者	ふりがな氏名				
	現住所等	〒	電話番号		

- 注1 該当文字は○で囲み、※印欄は記入しないこと。
 2 保護者の欄は、志願者が未成年者の場合のみ記入すること。また、現住所等の欄は、志願者の現住所等と同じ場合は省略可能とする。
 3 氏名の記載は、自署で行うものとする。

第1号様式 (第8条関係)

(日本産業規格A列4番)

入学選考手数料 (普通課程に入学しようとする者に限る。)
香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

入 学 願 書

※受験 番号	
-----------	--

年 月 日

香川県立高等技術学校長 殿

志願者 氏 名

次のとおり貴校に入学したいので、関係書類を添えて出願します。

(写 真) 最近3箇月以内の 上半身正面・脱帽 縦4cm×横3cm 裏面に氏名を記入 の上貼り付けるこ と。
--

志 望 科	第1志望科	科			
	第2志望科	科			
志 願 者	ふりがな氏名		生 年 日	年 月 日	
	現住所		電話番号		
	最終学歴 (学校名及び 学科名)		年 月	卒 業 退 卒 業 見 込	
保 護 者	ふりがな氏名				
	連絡先	電話番号			
雇用保険の受給資格の有無		有 ・ 無			

- 注1 該当文字は○で囲み、※印欄は記入しないこと。
 2 保護者氏名の欄は、志願者が未成年者の場合のみ記入すること。
 3 連絡先の欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること。
 4 氏名の記載は、自署で行うものとする。

第4号様式（第24条関係）

香川県立高等技術学校施設使用許可申請書

			No.	
申請者	所在地	〒		
	名称			
	代表者氏名			
	連絡者氏名等	氏名 電話番号	(内線)	FAX番号
使用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (日間)			
使用目的	研修・講習名等			
	区分	1 普通課程 4 技能検定	2 短期課程 5 その他	3 研修・講習等
使用人員				
使用施設	施設名	使用時間	備考	
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
上記のとおり使用したいので申請します。				
年 月 日				
香川県立高等技術学校長 殿				

第4号様式（第24条関係）

香川県立高等技術学校施設使用許可申請書

			No.	
申請者	所在地	〒		
	名称			
	代表者氏名			
	連絡者氏名等	氏名 電話番号	(内線)	FAX番号
使用日	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () (日間)			
使用目的	研修・講習名等			
	区分	1 普通課程 4 技能検定	2 短期課程 5 その他	3 研修・講習等
使用人員				
使用施設	施設名	使用時間	備考	
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
		: ~ :		
上記のとおり使用したいので申請します。				
平成 年 月 日				
香川県立高等技術学校長 殿				

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式及び第4号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。